

長期優良住宅の認定申請手数料(令和 4 年 10 月 1 日改正)

1. 認定申請手数料(長優法第 5 条)

区分		認定申請手数料の額			
		新築		増築・改築・ 既存	
		登録住宅性能評価 機関による確認書 等がある場合	確認書等がない 場合	登録住宅性能 評価機関による 確認書等がある 場合	確認書等がない 場合
一戸建ての住宅		8,000 円	41,000 円	12,000 円	61,000 円
共同 住宅等	5 戸以下の もの	15,000 円	100,000 円	23,000 円	149,000 円
	5 戸を超え 10 戸以下 のもの	26,000 円	160,000 円	39,000 円	241,000 円
	10 戸を超え 25 戸以下 のもの	41,000 円	317,000 円	61,000 円	475,000 円
	25 戸を超え 50 戸以下 のもの	71,000 円	577,000 円	106,000 円	866,000 円
	50 戸を超え 100 戸以下 のもの	116,000 円	1,005,000 円	174,000 円	1,508,000 円
	100 戸を超 え 200 戸以 下のもの	193,000 円	1,861,000 円	290,000 円	2,792,000 円
	200 戸を超 え 300 戸以 下のもの	241,000 円	2,666,000 円	362,000 円	3,998,000 円
	300 戸を超 えるもの	265,000 円	3,263,000 円	397,000 円	4,895,000 円

※「確認書等」とは、登録住宅性能評価機関が発行する長期使用構造等である旨が記載され
た「確認書」、若しくは「住宅性能評価書」のことを指します。

2. 変更認定申請手数料（長優法第 8 条、第 9 条）

（1）認定を受けた計画内容に変更が生じた場合の変更認定申請手数料

「1.認定申請手数料」の認定申請手数料の額に 2 分の 1 を乗じて得た額となります。

（2）建て売り住宅や分譲マンション購入者（譲受人）が決定した場合の変更認定申請手数料

1 戸につき 1,700 円

3.地位の承継の承認申請手数料（長優法第 10 条）

売買や相続等により所有権や建物の管理権限を承継する場合の承認申請

1 戸につき 1,700 円

【注意】

長優法第 6 条第 2 項の規定により、認定申請と併せて建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合、確認申請手数料が加算されます。